

資金管理業務諮問委員会の要望にもとづく監査実施について

1. 資金管理センターでは、諮問委員会等でのこれまでの議論を踏まえ、外部監査として、「会計監査」及び「業務監査」を実施しているところ、資金管理業務諮問委員会から要望された監査事項については、以下のとおり対応することとしたい。

- (1) 会計に関する案件

会計監査法人と相談し、実施方針を定めた上で、四半期決算とは別の特別監査という形で会計監査法人に依頼し、具体的な手続きにも言及した個別の報告書の提出を受け、その結果を諮問委員会に報告する。

- (2) 会計に関わらない案件

会計に関わらない業務についての監査については、業務監査法人と相談し、実施方針を定めた上で、通常の監査に追加又は特別監査という形で対応する。また、会計に関する案件であってもコンサルティング的な内容を含むなど会計監査法人では対応できない内容である場合には、業務監査の方で対応することとする。通常の監査に追加した場合は、通常の監査報告書の一部として、また、特別監査の場合については個別の報告書の提出を受け、その結果を諮問委員会に報告する。

2. 前回の資金管理業務諮問委員会で要請のあった共通費用の按分率については(1)の会計に関する案件として、会計監査法人による特別監査として対応する。

按分率を適用する費目のうち、金額の大きいのは「システム改修・保守費」「データセンター運営費」「コンタクトセンター運営費」の3つである。しかしながら、平成17年度の「システム改修・保守費」「データセンター運営費」の按分率はあらかじめ決めた理論値で固定されていることを踏まえ、今回は毎月確定精算している「コンタクトセンター運営費」を監査対象としたい。対象期間は平成17年4月～18年3月とし、次回諮問委員会で報告することとしたい。

以上